

監事監査報告書

令和6年5月20日

学校法人巨樹の会

理事会 御中

評議員会 御中

学校法人巨樹の会

監事

生野寛生

私立学校法第37条第3項及び学校法人巨樹の会寄附行為第16条の規定に基づき、学校法人巨樹の会の令和5年度(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行状況について監査した。

監査を実施するにあたり理事会及び評議員会に出席し、理事等から業務の報告を聴取し、また関係書類の閲覧をするとともに、会計監査から計算書類に関する説明及び監査結果に関する報告を受け、会計監査人と連携し、計算書類について検討するなど、必要と思われる監査手続を実施した。

監査の結果、学校法人巨樹の会の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類、すなわち資金収支計算書(活動区分資金収支計算書を含む)、事業活動収支計算書及び貸借対照表(固定資産明細書、借入金明細書及び基本金明細書を含む。)並びに財産目録は、会計帳簿と合致し、その収支及び財産の状況を正しく示しており、学校法人の業務又は財産に関する不正の行為、または、法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。

監事監査報告書

令和6年5月20日

学校法人巨樹の会

理事会 御中

評議員会 御中

学校法人巨樹の会

監事

本岡大祐

私立学校法第37条第3項及び学校法人巨樹の会寄附行為第16条の規定に基づき、学校法人巨樹の会の令和5年度(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行状況について監査した。

監査を実施するにあたり理事会及び評議員会に出席し、理事等から業務の報告を聴取し、また関係書類の閲覧をするとともに、会計監査から計算書類に関する説明及び監査結果に関する報告を受け、会計監査人と連携し、計算書類について検討するなど、必要と思われる監査手続を実施した。

監査の結果、学校法人巨樹の会の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類、すなわち資金収支計算書(活動区分資金収支計算書を含む)、事業活動収支計算書及び貸借対照表(固定資産明細書、借入金明細書及び基本金明細書を含む。)並びに財産目録は、会計帳簿と合致し、その収支及び財産の状況を正しく示しており、学校法人の業務又は財産に関する不正の行為、または、法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。